

# 低所得世帯に臨時生活支援金を支給します

社会福祉課生活福祉係 ☎0824-73-1166

市は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を踏まえて、特に物価高の影響を受ける低所得世帯への支援として、令和6年度の住民税非課税世帯に対し、給付金を支給します。

対象と見込まれる世帯には、市から案内文書を送付する予定です。

## 申請方法

今後、市から対象世帯に送付する案内文書やホームページをご確認ください。

## 住民税非課税世帯支援金

次の支給対象者に支援金を支給します。

## 支給対象者

令和6年12月13日時点で、本市に住民票があり、世帯全員の令和6年度分の住民税が、非課税である世帯の世帯主

※ただし、住民税課税者の扶養親族のみからなる世帯は対象外

## 支給額

1世帯当たり3万円

## 案内文書発送時期

2月中旬以降（予定）

## ことも加算

次の支給対象者には、住民税非課税世帯支援金に加算して支給します。

## 支給対象者

住民税非課税世帯支援金の対象世帯で、令和6年12月13日時点で同一世帯にいて、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）を扶養している世帯主

## 支給額

対象児童1人当たり2万円

## その他

・オンラインでも受け付けを行う予定です。

・「庄原市低所得世帯臨時生活支援金」については「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、所得税などの課税および差し押さえの対象とはなりません。

## 問い合わせ

社会福祉課支援金専用ダイヤル

☎0824・73・1140

## 絵本を開いてみませんか？



ほのぼのネット ☎0824-73-1214

## 絵本の読み聞かせで子どもと触れ合いませんか

子どもとの触れ合いを楽しむ方法として「おひざに抱っここの読み聞かせ」はいかがですか。

絵本の読み聞かせは、子どもと向き合い触れ合うことができる貴重な時間です。

家族の温かい声や肌の温もりから愛情を感じ、安心感の中で絵本の世界を楽しむ時間は、かけがえのないものです。

親にとっても、子育ての楽しさを感じるひとときになり、子どもにとっても絵本の世界に接することで、いろいろなことへ興味・関心を持つようになります。身近な人との触れ合いの中で、言葉を学び、聞く力や、表現する力など、言葉に対する感受性を育んでいきます。

また、読み手側も子どもの反応を楽しみながら、それまで気付かなかった言葉の響きや魅力を感じることができま

す。  
上手に読むことや、ちゃんと聞いているかは気にせず、子どもの心に自然に届けることを大切にしながら、触れ合いを楽しんでください。

## そう、だ、図書館へ行ってみよう！

絵本を読んであげたいけど、どんな本がいいのか分からない。

そんな時は、近くの図書館に行ってみてください。

図書館には、たくさんの絵本があり、おすすめの絵本などの相談に乗ってくれる職員がいます。

また、ボランティアによるおはなし会などのイベントも行っていますので、詳しくは問い合わせください。

## 問い合わせ

市立図書館本館（田園文化センター内）

☎0824・72・1159  
または各分館

